組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年九月五日

大阪府枚方市西禁野二丁目一三番一―一〇六号　合同会社ワンエイト

代表社員　西川　一也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年九月五日

大阪市北区梅田一丁目一一番四号大阪駅前第四ビル二〇階　合同会社Ｈａｐｐｙ　Ｋｅｙ

代表社員　北脇夕莉子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年九月五日

栃木県下都賀郡壬生町大字下稲葉二一〇二番地　有限会社佐藤デザイン事務所

代表取締役　佐藤　哲男

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年九月二十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年九月二十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年九月五日

東京都港区南青山二丁目二番八号　株式会社レッドクイーン

代表取締役　慶長　聖人

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年九月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年九月五日

東京都台東区台東一丁目三〇番四号　株式会社東単

代表取締役　鵜飼　滋

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年九月五日

東京都港区芝二丁目一三番四号　アトラスコプコ株式会社

代表取締役　トーマス・オスタグレン

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年九月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年九月五日

東京都墨田区江東橋五丁目八番一九号　辻村屋木材株式会社

代表取締役　岡部　照夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年九月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年九月五日

静岡県浜松市南区白羽町五九四番地　株式会社サンパックス

代表取締役　齊藤　伸一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年九月五日

大阪市此花区梅香一丁目七番四号　株式会社カンセツ

代表取締役　谷野　友孝

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中村健が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年九月五日

茨城県取手市宮和田五三一番地二―一一一〇　ポリダイナミックスインク

日本における代表者　中村　健

限定承認公告

本籍千葉県八街市吉倉四三二番地八、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　山下　與三

右被相続人は平成二十八年十一月二日死亡し、その相続人は平成二十九年八月十八日千葉家庭裁判所佐倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月五日

千葉県船橋市咲が丘四―二―一一　相続財産管理人　奥　洋子

限定承認公告

本籍東京都国立市中一丁目一〇番地の一三、最後の住所東京都国立市北三丁目二五番の一三―一〇一　被相続人　亡　髙森　淑江

右被相続人は平成二十九年七月二日死亡し、その相続人は平成二十九年八月二十四日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月五日

東京都港区赤坂二丁目二番二一号永田町法曹ビル東京合同法律事務所　相続財産管理人木澤千佳

代理人弁護士　坂　勇一郎

限定承認公告

本籍香川県三豊市詫間町大浜甲一三七六番地一、最後の住所兵庫県加古川市野口町野口一一九番地の一八四　被相続人　亡　松下　良紀

右被相続人は平成二十八年十月十五日死亡し、その相続人は平成二十九年八月二十九日神戸家庭裁判所姫路支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月五日

兵庫県神戸市垂水区神田町二番四〇号磯部ビル六階アイビス神戸法律事務所　相続財産管理人松下美紀

代理人弁護士　小林　秀一

限定承認公告

本籍兵庫県高砂市高須二二七七番地、最後の住所兵庫県高砂市高須九番一七号　被相続人　亡　塩谷　勝

右被相続人は平成二十九年三月二十六日死亡し、その相続人は平成二十九年八月二十八日神戸家庭裁判所姫路支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月五日

兵庫県高砂市高須九番一七号　相続財産管理人　塩谷　一榮

限定承認公告

本籍福岡県北九州市小倉北区昭和町八六〇番地、最後の住所奈良市富雄北三丁目一七番一三―三〇二号　被相続人　亡　丸山　浩二

右被相続人は平成二十九年五月二十八日死亡し、その相続人は平成二十九年八月二十一日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月五日

奈良市鳥見町四丁目三番地の一富雄団地四三―三〇一号　限定承認者　丸山　佳乃

限定承認公告

本籍鹿児島県薩摩川内市宮崎町三〇〇三番地、最後の住所福岡県遠賀郡水巻町下二東二丁目一三番一五号　被相続人　亡　岩月　麗子

右被相続人は平成二十九年三月十六日死亡し、その相続人は平成二十九年八月二十二日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月五日

福岡県遠賀郡水巻町下二東二丁目一三番一五号　相続財産管理人　秦　順子

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月五日付第一九一号三二　ページ●同日付政府調達第一六八号一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）